

公平・公正な行政で、良識の通るまちに

「あなたも監査請求人に」 西澤議員がよびかけ

課税漏れ、町有地占有：

この間、議会の論戦を通じて、公正・中立であるべき行政の基本から外れている問題が明らかになっています。町有地を売却後10年以上も固定資産税をかけていなかった件、町有地を不当に占有されながら放置している問題、そしてこの「盗水」です。いずれも地方自治法で定める「不法・不当に課税・徴収を怠る事実」「不法・不当な財産の管理」に当たると見られます。

「良識の通るまちにしたい」「まじめな者がむくわれる甲良町でありたい」などの声が上がっています。

「盗水」に厳正な対応を

水道メーター手前からパイプス管を引くなどの不正取水、いわゆる「盗水」は明らかに窃盗犯罪です。以前から「らしい」とのウワサはありましたが、議会で公式に認めました。3月議会でのことです。このほど担当課に確認したところ、不正期間の水道料金を請求すらしていません。といいます。

西澤のぶあき議員は、法的手段の中でも、一番簡易な住民監査請求（左別記）を提出することを決断し、請求人に名を連ねてほしいと呼びかけています。

「ご意見」「要望などお待ちしています。」

請求案の骨子

- 1、3月議会で明らかになった3件（氏名不詳）の水道水の不正取水被害の回復をはかること＝不正取水期間の水道料の請求と条例にもとづく損害賠償を厳正に請求すること。
 - 2、明らかに窃盗であり、刑事告訴に踏み切ること。
 - 3、納税・負担秩序の破壊であり、公平負担の原則を守るため、また町民の財産を守るため、水道事業の管理者・山本町長に厳正な措置を求める。
- ご希望の方、38-4949（西澤）へ

7日から9月議会
が、決算書上程されず、
異常事態

9月7日から9月議会定例会が招集されます。この9月議会は平成15年度一般会計ほか水道・国保など特別会計の決算審査が行われる予定でした。しかし監査委員の協議がそろわないなどの理由で、監査委員の「意見書」が提出されないことから決算認定の議案が提出されないことが確定となりました。よって、16年度一般会計補正予算、郵政民営化反対の請願など11案件のみが審議されます。会期は17日までの予定。

26日、議会運営委員会が開かれ、監査委員の意見書提出の「タイムリミットは26日中」として、決算認定議案が提出される場合と同議案が無い場合の両ケースを想定した会期日程を協議。27日になって、15年度決算認定の議案が提出されない旨の連絡がありました。

議会運営委員会、質問に答え、このような異常事態となった経過について大町委員は、結果が公表されるまでは職務上詳しくは言えないが、と前置きし、「甲良町の恥部とも言える問題に改善が見られない。山本町長が約束を守っていないからだ。筋を通して判をつきたい」などと発言。山本町長は、土地取得造成特別会計中の問題で、町有地に私物を置いていることは不適切。鋭意努力中、などと説明。西澤議員は協議の中で、「決算監査を実施した経過をふまえた監査委員の判断を尊重したい。ただし、問題のない会計とリンクさせているのであれば、間違い。タイムリミットで打ち切らずに、数日で問題が解決するなら委員会を継続して日程を協議すべき」と発言。



甲良民報

NO255 2004年8月29日
発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤伸明 在士 463
Tel・Fax：38-4949
日本共産党のホームページ
<http://www.jcp.or.jp>
【月3回発行・月初めか月末原則休刊】